

1. 利用定員の設定について

市は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされています。

【※子ども・子育て支援法 抜粋】

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 (略)

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2. 利用定員を設定する施設について

平成28年4月から以下の3施設が認定こども園へ移行予定です。

施設名	施設種別	所在地	1号認定	2号認定	3号認定	合計
あかね保育園	認定こども園	上大塚 1593-1	15人	70人	45人	130人
藤岡幼稚園	認定こども園	藤岡 845	75人	15人	15人	105人
くまの幼稚園	認定こども園	上戸塚 354-3	100人	15人	5人	120人

あかね保育園…保育園から幼保連携型認定こども園へ移行

藤岡幼稚園 …幼稚園（施設型給付）から幼保連携型認定こども園へ移行

くまの幼稚園…幼稚園（私学助成）から幼保連携型認定こども園へ移行